

# 平成20年度 9月補正予算(案)の概要

平成20年9月1日  
市長記者会見

## 一般会計(第1号)

|            | 現計予算           | H19年度          |
|------------|----------------|----------------|
| 現計予算       | 110,540,000 千円 | 106,890,000 千円 |
| 9月補正予算(1号) | 489,965 千円     | 137,450 千円     |
| 計          | 111,029,965 千円 | 107,027,450 千円 |
| ※対前年度伸び率   | 3.7 %          |                |

## ○ 繰越明許費

・ 花畑駅周辺土地区画整理事業 69,600

## ○ 債務負担行為

・ 指定管理者制度 別紙のとおり  
・ 暴力追放推進協議会補助金 5,250

## 特別会計

### ● 下水道事業

○ 繰越明許費(管渠建設) 10,200

### ● 介護保険事業

・ 諸支出金(国県等返還金) 157,538

## ◎ 9月補正予算(案)の主な内容 (単位:千円)

### 【歳出】

|                            |         |
|----------------------------|---------|
| * ふるさと久留米応援事業              | 12,500  |
| * 暴力追放推進協議会補助金             | 9,263   |
| * (仮称)久留米高校前駅周辺整備事業        | 45,000  |
| * JR久留米駅周辺整備事業(東口市街地再開発事業) | 49,440  |
| * JR久留米駅周辺整備事業(街路)         | 122,591 |
| * 幼年消防用活動資器材整備事業           | 400     |
| * 学校施設耐震化事業                | 75,000  |
| * 小学校理科支援員等配置事業            | 278     |
| * 中学校スクールカウンセラー派遣事業        | 735     |
| * コミュニティ助成事業               | 9,900   |

### 【歳入】

|         |         |
|---------|---------|
| * 市税    | 250,000 |
| * 国庫支出金 | 73,756  |
| * 県支出金  | 278     |
| * 寄附金   | 10,000  |
| * 繰入金   | 9,263   |
| * 諸収入   | 10,768  |
| * 市債    | 135,900 |

平成20年9月補正 指定管理者制度関連債務負担行為(案)一覧

平成20年9月1日  
市長記者会見

| 事項                         | 期間               | 限度額     |
|----------------------------|------------------|---------|
| 市民会館指定管理料                  | 平成20年度から平成23年度まで | 232,500 |
| 市民活動サポートセンター指定管理料          | 平成20年度から平成25年度まで | 75,500  |
| 高齢者と子どもの交流施設指定管理料          | 平成20年度から平成25年度まで | 7,000   |
| 老人いこいの家指定管理料(北野老人いこいの家を除く) | 平成20年度から平成25年度まで | 81,500  |
| 中高年齢労働者福祉センター指定管理料         | 平成20年度から平成23年度まで | 105,000 |
| 勤労青少年ホーム指定管理料              | 平成20年度から平成23年度まで | 102,000 |
| ふれあい農業公園指定管理料              | 平成20年度から平成25年度まで | 129,000 |
| 六角堂広場指定管理料                 | 平成20年度から平成25年度まで | 176,000 |
| 田主丸ふるさと会館指定管理料             | 平成20年度から平成23年度まで | 7,800   |
| 都市公園指定管理料                  | 平成20年度から平成23年度まで | 798,000 |
| 青木繁旧居指定管理料                 | 平成20年度から平成23年度まで | 7,000   |
| 生涯学習センター等指定管理料             | 平成20年度から平成23年度まで | 411,000 |
| 教育集会所指定管理料                 | 平成20年度から平成25年度まで | 160,000 |
| 体育施設指定管理料                  | 平成20年度から平成23年度まで | 250,000 |
| 市民温水プール指定管理料               | 平成20年度から平成23年度まで | 153,000 |

## 平成20年度9月補正予算の主な事業内容

(単位:千円)

| 項 目                      | 補正予算額                  | 事 業 内 容  |
|--------------------------|------------------------|--|
| 国・県等返還金                  | 162,058                | ○過年度の補助精算に伴う国・県への返還金。<br>(障害者自立支援費国負担金41,245千円、重度心身障害者医療費支給事業費県補助金26,638千円等)   |
| ふるさと久留米応援事業              | 12,500                 | ○ふるさと・くるめ応援寄付制度において、寄付金を適切に管理する基金を設立し、これに積み立てるもの。また、寄付者に感謝を表わすため記念品を贈呈するもの。<br>(ふるさと応援基金積立金10,000千円、ふるさと寄付記念品購入費2,500千円) |
| 暴力追放推進協議会補助金             | 9,263<br>(債務負担行為5,250) | ○道仁会本部事務所撤去訴訟の費用支援を行うため、暴力追放推進協議会を通して原告団に補助金を交付するもの。(財源には暴力追放推進基金を活用)  |
| (仮称)久留米高校前駅周辺整備事業        | 45,000                 | ○アクセス道路を整備するにあたり、県道藤田日吉町線との交差部の歩行者・自転車の安全対策として、歩行空間の確保を行うもの。   |
| JR久留米駅周辺整備事業(東口市街地再開発事業) | 49,440                 | ○国からの補助事業費内示に対応するため、JR久留米駅前第一街区市街地再開発組合への補助金の増額補正を行うもの。  |
| JR久留米駅周辺整備事業(街路)         | 122,591                | ○前年度から交渉を行っていた物件について、契約締結の見通しがついたため、改めて用地費49,851千円、補償費72,740千円の計上を行うもの。  |
| 花畑駅周辺土地区画整理事業            | (繰越明許費69,600)          | ○工事に支障となる物件移転(解体)時期が平成21年1月となり、引き続き行う工事の年度内完了が見込めないため、繰越明許費の設定を行うもの。   |
| 幼年消防用活動資器材整備事業           | 400                    | ○(財)日本防火協会助成金を活用し、幼年消防用鼓笛隊セットの購入を行うもの。   |

## 平成20年度9月補正予算の主な事業内容

(単位:千円)

| 項 目               | 補正予算額         | 事 業 内 容  |
|-------------------|---------------|--|
| 学校施設耐震化事業         | 75,000        | ○文部科学省の通知を踏まえ学校の耐震化を加速するため、耐震診断を前倒して実施するもの。(校舎【小6校・中4校】 屋内体育場【小1校】)  |
| 小学校理科支援員等配置事業     | 278           | ○県からの委託により、平成20年度10月から、小学校(対象8校)に理科の外部人材を配置し理科授業の充実・教員の資質向上を図るもの。  |
| 中学校スクールカウンセラー派遣事業 | 735           | ○中学校スクールカウンセラーの配置について、県の配置が当初見込みと異なったため、市単独のスクールカウンセラーの追加配置により全校配置を確保するもの。                                   |
| コミュニティ助成事業        | 9,900         | ○(財)自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用し、地域のコミュニティ団体が行う太鼓の購入事業に対して助成を行うもの。(当初予算1団体分2,500千円⇒4団体追加し、5団体に対して12,400千円の助成を行う。) |
| 下水道事業特別会計         | (繰越明許費10,200) | ○工事に支障となる物件移転(解体)時期が平成21年1月となり、引き続き行う工事の年度内完了が見込めないため、繰越明許費の設定を行うもの。   |
| 介護保険事業特別会計        | 157,538       | ○過年度の負担金及び交付金精算に伴う国・県・支払基金への返還金。   |